

「盗難通帳による払出しおよび口座不正利用への対応」の調査結果

「盗難通帳による払出し」や「振り込め詐欺等による口座不正利用」の犯罪が社会問題化し、金融機関における預金口座管理のあり方が注目されていることから、本会では信用金庫業界の「盗難通帳による払出し件数・金額」および「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：254 金庫	調査基準時期：2021 年 9 月末時点
-------------	----------------------

1. 盗難通帳等による払出し件数・金額等（注1）

【2019 年度～】

顧客からの申出時期	個人顧客	
	件数（件）	金額（万円）
2019 年度	14	1,873
2019 年 4 月～ 6 月末	9	1,535
7 月～ 9 月末	2	227
10 月～12 月末	1	88
2020 年 1 月～ 3 月末	2	23
2020 年度	17	435
2020 年 4 月～ 6 月末	6	180
7 月～ 9 月末	0	0
10 月～12 月末	1	70
2021 年 1 月～ 3 月末	10	185
2021 年度	9	415
2021 年 4 月～ 6 月末	4	330
7 月～ 9 月末	5	85

※盗難通帳等による払出しにかかる補償件数等について
【2019年度～】

顧客からの申出時期	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数 (件)	②うち補償件数 (件)	補償率 ②÷①
2019年度	12	9	75.0%
2019年 4月～6月末	7	6	85.7%
7月～9月末	2	2	100.0%
10月～12月末	1	1	100.0%
2020年 1月～3月末	2	0	0.0%
2020年度	7	5	71.4%
2020年 4月～6月末	5	3	60.0%
7月～9月末	0	0	—
10月～12月末	1	1	100.0%
2021年 1月～3月末	1	1	100.0%
2021年度	5	4	80.0%
2021年 4月～6月末	1	0	0.0%
7月～9月末	4	4	100.0%

(注1) 「盗難通帳等による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に預金が払い出されているもの。

(注2) 「申出時期」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」と申出があった時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況(注1)(注2)

	①警察 (件)	②都道府県 ・財務局等 (件)	③その他 (件)
2019年度	6,290	43	363
2019年 4月～6月末	1,638	11	102
7月～9月末	1,689	14	97
10月～12月末	1,559	13	100
2020年 1月～3月末	1,404	5	64
2020年度	6,087	46	215
2020年 4月～6月末	1,696	15	67
7月～9月末	1,488	14	41
10月～12月末	1,623	14	51
2021年 1月～3月末	1,280	3	56
2021年度	3,591	6	145
2021年 4月～6月末	1,931	3	78
7月～9月末	1,660	3	67

(注1)「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座(出資法違反等)」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座(詐欺)」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座(詐欺)」等、法令や公序良俗に違反する行為に金融機関の預金口座が利用されること。

(注2)件数は、原則として口座単位。

(注3)「強制解約等」欄のカッコ内は、強制解約をした件数のうち、当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座についてその後、強制解約に至った件数。

(注4)「合計」は、「利用停止件数」+「強制解約等件数」-「既口座利用停止件数(「強制解約等」欄のカッコ内)」により算出。

以上

「偽造キャッシュカードによる預金払出し等」に関する調査結果（注1）

偽造キャッシュカードによる預金の払出し等（キャッシュカードの磁気記録情報を読み取った第三者が偽造カードを複製・使用するもの）の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調 査 対 象：254 金庫

調査基準時期：2021 年 9 月末時点

【2019 年度～】

期 間	個人顧客	
	件数（件）	金額（千円）
2019 年度	2	1,284
2019 年 4 月～ 6 月末	0	0
7 月～ 9 月末	1	470
10 月～12 月末	1	814
2020 年 1 月～ 3 月末	0	0
2020 年度	8	2,746
2020 年 4 月～ 6 月末	0	0
7 月～ 9 月末	1	1,000
10 月～12 月末	6	1,744
2021 年 1 月～ 3 月末	1	2
2021 年度	1	2,300
2021 年 4 月～ 6 月末	0	0
7 月～ 9 月末	1	2,300

※偽造キャッシュカードによる預金払出しにかかる補償件数等について
【2019年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数 (件)	②うち補償件数 (件)	補償率 ②÷①
2019年度	2	2	100.0%
2019年 4月～6月末	0	0	—
7月～9月末	1	1	100.0%
10月～12月末	1	1	100.0%
2020年 1月～3月末	0	0	—
2020年度	7	2	28.6%
2020年 4月～6月末	0	0	—
7月～9月末	0	0	—
10月～12月末	6	2	33.3%
2021年 1月～3月末	1	0	0.0%
2021年度	1	1	100.0%
2021年 4月～6月末	0	0	—
7月～9月末	1	1	100.0%

(注1) アンケート結果は、自金庫のお客さま(預金者)から申出があり、ジャーナルを確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

以下の理由があった場合には、判明した以降の調査時点で修正。

- ①追加の被害が判明、または偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明した場合
- ②被害が別途計上されていたものを預金名義人単位で名寄せした場合 等

(注2) 「期間」とは、偽造キャッシュカードによる預金等引出しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

以 上

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる 預金の不正引出し等に関する調査結果

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる預金の不正引出し等の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：254 金庫	調査基準時期：2021 年 9 月末時点
-------------	----------------------

1. インターネット・バンキングによる預金引出しについて（注1）

【2019 年度～】

期 間	個人顧客	
	件数（件）	金額（千円）
2019 年度	6	3,057
2019 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	0 (0)	0 (0)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	1 (0)	600 (0)
10 月～12 月末 （二次送金等被害（注4））	3 (0)	1,137 (0)
2020 年 1 月～ 3 月末 （二次送金等被害（注4））	2 (0)	1,320 (0)
2020 年度	7	13,425
2020 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	1 (0)	1,028 (0)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	1 (0)	2,000 (0)
10 月～12 月末 （二次送金等被害（注4））	5 (0)	10,397 (0)
2021 年 1 月～ 3 月末 （二次送金等被害（注4））	0 (0)	0 (0)
2021 年度	1	670
2021 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	0 (0)	0 (0)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	1 (0)	670 (0)

※インターネット・バンキングによる預金引出しにかかる補償件数等について
【2019年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数 (件)	②うち補償件数 (件)	補償率 ②÷①
2019年度	6	4	66.7%
2019年 4月～6月末	0	0	—
7月～9月末	1	1	100.0%
10月～12月末	3	1	33.3%
2020年 1月～3月末	2	2	100.0%
2020年度	7	6	85.7%
2020年 4月～6月末	1	1	100.0%
7月～9月末	1	1	100.0%
10月～12月末	5	4	80.0%
2021年 1月～3月末	0	0	—
2021年度	1	1	100.0%
2021年 4月～6月末	0	0	—
7月～9月末	1	1	100.0%

(注1) 対象となる「インターネット・バンキングによる預金引出し」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、その時点で当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出されたケースをカウント。

(注2) 「期間」とは、当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位。

2. 盗難キャッシュカードによる預金引出し等について（注1）

【2019年度～】

期 間（注2）	個人顧客	
	件数（件）（注3）	金額（千円）
2019年度	340	255,224
2019年 4月～6月末	88	62,931
7月～9月末	67	55,024
10月～12月末	95	68,068
2020年 1月～3月末	90	69,201
2020年度	277	187,771
2020年 4月～6月末	60	51,174
7月～9月末	93	56,249
10月～12月末	58	40,187
2021年 1月～3月末	66	40,161
2021年度	128	95,440
2021年 4月～6月末	60	42,340
7月～9月末	68	53,100

※盗難キャッシュカードによる預金の引き出しにかかる補償件数等について（注4）

【2019年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数（件）	②うち補償件数 （件）	補償率 ②÷①
2019年度	297	215	72.4%
2019年 4月～6月末	82	58	70.7%
7月～9月末	57	46	80.7%
10月～12月末	77	54	70.1%
2020年 1月～3月末	81	57	70.4%
2020年度	229	166	72.5%
2020年 4月～6月末	51	42	82.4%
7月～9月末	74	60	81.1%
10月～12月末	47	31	66.0%
2021年 1月～3月末	57	33	57.9%
2021年度	103	64	62.1%
2021年 4月～6月末	54	34	63.0%
7月～9月末	49	30	61.2%

（注1）対象となる「盗難キャッシュカードによる預金引出し等」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをいう。なお、紛失キャッシュカードによる預金引出し等は除くので留意する。

（注2）「期間」とは、盗難キャッシュカードにより預金引出し等が発生した時期。

（注3）「件数」は、原則、預金者名義人単位の件数。

（注4）補償対象外となった案件には、事故発生後に顧客から申請が取り下げられた場合や家族による引き出しであることが判明した場合なども含まれている。

以 上